

フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金 申請の手引き



手続きの流れ

詳しくは次ページ以降でご確認ください。

令和8年4月1日以降、フリースクール等へ通っている 又は 通っていた

ステップ1

事前登録（エントリー）

市ホームページから**事前登録フォーム**で電子申請。

又は、郵送、電子メール、子ども総務課窓口のいずれかで登録してください。

【受付期間】原則、フリースクールの利用（体験入所等で利用料が発生するものを含む）を開始した月の翌月末までに手続き

上半期は4～9月分、下半期は10～3月分です

上半期：令和8年6月下旬 ～ 令和8年9月30日(水)

下半期：令和8年10月1日(木)～令和9年3月15日(月)

- ※ 令和8年9月に利用した場合は、9月30日(水)まで
- ※ 令和9年2月以降に利用した場合は、3月15日(月)まで
- ※ フリースクールごとに事前登録が必要となります。

できるだけ
お早めに!!



事前登録用 二次元コード

ステップ2

交付申請・実績報告

事前登録(エントリー)完了後、市ホームページから

交付申請・実績報告フォームで電子申請

又は、郵送、電子メール、子ども総務課窓口のいずれかで登録してください。

【受付期間】上半期：令和8年10月1日(木)～令和8年10月31日(土)

下半期：令和9年3月1日(月)～令和9年3月31日(水)

期間が短いので
ご注意ください

【藤沢市】書類審査 ⇒ 交付決定

1か月程度
かかることがあります

【藤沢市】補助金の振込

まずは、補助金の概要について、確認してください。

補助金の目的

この補助金は、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を確保するに当たり、フリースクール等に通う児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減することを目的としています。

市、在籍校、フリースクール等は、相互に情報共有し、連携しながら、児童生徒やその保護者等に必要な支援を行います。



補助対象者

学齢期の不登校児童生徒の**保護者等**(※)で、

次の**①**～**⑤**の要件を全て満たしている必要があります。

※ **保護者等**とは：「親権者」または「フリースクール等の利用料等を納入している人」です。

- ①** 児童生徒が、藤沢市内に住んでいる方（保護者等の住所は問いません）
- ②** 在籍校及び市や県の相談機関に対し、必要に応じて児童生徒の情報を提供することができる方
- ③** 児童生徒の様子や補助金の申請情報等について、市、市教育委員会、在籍校、利用しているフリースクール等が情報共有することに同意できる方
- ④** 対象経費について、別の団体等から補助を受けていない方
- ⑤** 市税の滞納がない方

「市登録フリースクール」について

補助金の交付を受けるには、利用している施設が「市登録フリースクール」であることが条件となります。

登録状況は、市ホームページで確認するか、利用施設にお問い合わせください。

市登録フリースクールとは

施設からの申請に基づき、一定の条件を満たす施設を、「市登録フリースクール」として市が登録します。

登録は令和8年5月から順次行っています。

※ 市の基準を満たさない施設は登録できません。

登録された施設は市のホームページに順次、掲載します

市ホームページ



利用している施設が「市登録フリースクール」ではないときはどうすればいいの？

利用施設が現時点で未登録であっても、あらかじめ事前登録（エントリー）や補助金申請の手続きをすることはできます。ただし、市が定める期限までに施設が登録されなかった場合は、補助金は交付できません。

施設の登録予定については、施設に確認してください。

その他ご不明点は、藤沢市 子ども総務課（電話：0466-50-3562）までお問合せください。

対象経費と上限額

◆ 対象経費

「市登録フリースクール」に月ごとに支払った

利用料及びそれに付随する活動・体験学習に係る費用（税抜金額）

※ 入学費、施設整備費、交通費、教材費等は除きます。

◆ 補助上限額

児童生徒一人当たり、月額上限 1万円 ※1万円に満たない場合は千円未満切捨て

次の費用は補助対象となりませんのでご注意ください。



- ・ 1回も通所しなかった月の利用料及びそれに付随する活動・体験学習に係る費用
- ・ 障がい児通所支援（放課後等デイサービス等）に係る費用やそれに付随する費用
- ・ 本補助金以外の補助を受けている、又は受ける見込みがある費用

【ステップ1】事前登録（エントリー）

電子申請（市民ポータルサイト「ふじまど」）、郵送、電子メール、子ども総務課窓口のいずれかで登録してください。



市ホームページ

市は、事前登録（エントリー）の情報を、在籍校、利用しているフリースクール等に提供し、連携しながら、児童生徒とその保護者等に必要な支援を行います。

● 事前登録（エントリー）

できるだけお早めに!!

利用期間	上半期 (4～9月分)	下半期 (10～3月分)
事前登録 (エントリー) 手続き期間	原則、通所を開始した月の翌月末まで手続きをしてください。 フリースクールごとの事前登録が必要となります。	
	令和8年6月下旬～ 令和8年9月30日(水) ※ 令和8年9月に利用した場合は、 9月30日(水)まで	令和8年10月1日(木)～ 令和9年3月15日(月) ※ 令和9年2月以降に利用した場合は、 3月15日(月)まで

◆ 必要書類

- 事前登録申請書（第1号様式）
- 申請者（保護者等）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等）

【ステップ2】 交付申請・実績報告

半期分（4～9月分、又は10～3月分）の各月の通所実績の有無が確定し、利用料等をフリースクール等に納入したら、交付申請・実績報告をしてください。

◆ お願い ◆ 手続きはできるだけお早めに!!

期限が迫ると手続きする人が集中し、補助金の交付が遅くなることが予想されます。
早めのお手続きにご協力をお願いします。

● 交付申請・実績報告

利用期間	上半期 (4～9月分)	下半期 (10～3月分)
交付申請・実績報告 手続き期間	令和8年10月1日(木)～ <u>令和8年10月31日(土)</u>	令和9年3月1日(月)～ <u>令和9年3月31日(水)</u>

◆ 注意 ◆ 期日を過ぎると補助金の交付ができません。

期間が短いので
特にご注意ください

必要書類の準備

① 利用しているフリースクール等との **契約内容** (※) **が分かるもの**

※ 児童生徒の氏名、フリースクール等の名称、契約者の氏名、利用内容、利用料金、契約日等。
お手元にない場合は、施設にお問合せください。（体験入所等の場合は、領収書など利用したことが分かるもの）

② 利用しているフリースクール等が作成した 「施設利用確認書兼 **補助対象経費報告書** (第3号様式)」



第3号様式 (第8条関係)

藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金
施設利用確認書兼補助対象経費報告書 (令和__年度 上・下半期分)

1 施設を利用している児童生徒

住 所	藤沢市
(ふりがな)	
氏 名	

2 通所日 (※通所日に○を付けてください。)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計	日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		

3 補助の対象となる経費 (利用料等/税抜き)

月分	円	月分	円
月分	円	月分	円
月分	円	月分	円
		合計額	円

※利用料とは、補助金適用施設が保護者から月ごとに徴収する利用料であり、入
学科、施設整備費、交通費及び教材費等の類ではないものをいいます。
※補助の対象となる経費には、利用料及びそれに付随する活動、体験学習に掛か
る費用の総額を記入してください。

以上のとおり、通所日及び領収した補助対象経費について報告します。
年 月 日

施設名
施設代表者氏名 印

交付申請・実績報告手続き期間になってもフリース
クール等から提供がない場合、施設に作成・提供を
依頼してください。

◆ 必要書類

- 交付申請書兼交付請求書兼事業完了届 (第2号様式)
- フリースクール等との契約内容が分かる書類
- 施設利用確認書兼補助対象経費報告書 (第3号様式)
- 同意書兼誓約書 (第4号様式)
- 振込先預金口座が確認できる書類 (通帳の見開きページ等)

【藤沢市】 書類審査 ⇒ 交付決定

書類審査には、1か月程度の日数を要する場合があります。

※ 申請書類に不備や不足がある場合は、上記より多くの日数を要することがあります。

※ 不備や不足があった場合はご連絡しますので、速やかに補正等の対応をお願いいたします。

書類審査完了後、申請者宛てに「**交付決定通知書**兼額確定通知書」を**郵送**します。

※この補助金に係る全ての関係書類 (原本) は、5年間保管してください。



【藤沢市】 補助金の支払い

書類審査後、ご指定の口座へ補助金を振り込みます。

お問合せ先

藤沢市 子ども総務課 (本庁舎 3階)

☎ 0466-50-3562

平日 午前8時30分～12時 13時～17時

〒251-0816 藤沢市朝日町1番地の1



藤沢市フリースクール補助金

🔍 検索

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/freeschool.html>

市ホームページ